

3-6 避難器具設備の取扱い

避難器具設備の設置基準について

防火対象物において屋外階段が設置されており、次に掲げる事項にすべて該当し、かつ、当該避難階段を避難経路とする場合は、避難上有効であると認める。

- 1 政令第25条第1項各号に掲げる防火対象物（第5号は除く。）の階に、建築基準法施行令第120条、121条及び122条の規定により必要とされる最低数をこえて設置された直通階段であること。
- 2 建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料で造ったものであること。
- 3 それぞれの直通階段が相互に離れた位置に設けられていること。
- 4 当該屋外階段は、避難上有効な構造であること。
- 5 政令第25条第2項第1号に掲げる表中の適用する避難器具が避難はしごの場合とする。